

外貨預金

米ドルやユーロなど、外国の通貨で預けるのね!



かんたんレシピ

外貨定期預金の特徴

円ではなく、ドルなどの外国の通貨で預けるのが外貨預金。いろいろな国の通貨を選べるので、金利が高い通貨を選んで預けることもできます。ただし、外貨預金は為替相場の変動の影響を受けます。また、預け入れ・引出し時には、為替手数料などがかかります。

✖ 外貨ベースでは元本保証があるが、円貨に交換した場合、受取る金額が預け入れ時の金額を下回ることがある。預金保険制度の対象外。

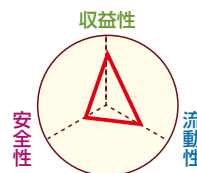
☑ 満期時の為替レートが、預け入れ時よりも円安になっていれば為替差益が期待できるが、円高になっていれば為替差損が生じる。

☹ 満期日まで原則として解約できない。

- 米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルなどの外貨で預け入れる。
- 円で受取る場合には、為替相場の変動の影響を受ける。
- 円を外貨に、外貨を円に交換するときに為替手数料がかかる。
- 同じ種類の外貨定期預金に自動継続することができる。

FPからのひとこと

長期的には外国の通貨を含めて、分散投資の視点も必要。為替手数料をチェックし、日々の為替レートを見るくせをつけてからスタートするようにしてください。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	固定金利 ^{*2}	申込期間	随時
預け入れ期間	1か月、3か月、6か月、1年など	利息	満期日に一括して受取ることが多い	元本保証	△ ^{*4}
預け入れ金額	銀行によって異なる ^{*1}	税金	利息に対して20.315% ^{*3}	預金保険制度 ^{*5} の対象	×

*1) 例えば10万円相当額以上など。 *2) 銀行や通貨によって利率は異なります。 *3) 為替差益は雑所得扱いになります。 *4) 外貨ベースでは元本が保証されていません。 *5) P35をご参照ください。

外貨預金の仕組み

円ではなく 外国の通貨で預けるのが外貨預金

外貨預金とは、日本の通貨「円」ではなく、外国の通貨で預ける預金のことです。外貨預金をするために用意した円は、日々決められた為替レート*1で計算して外貨に替えられ、利息も外貨でつきます。

引出すときは、通常は外貨建ての元本と利息を円に戻します。このとき、為替相場が有利に動いていれば為替差益を得ることができそうですが、不利に動いていると、円での受取り金額が預け入れ時の金額を下回る可能性もあります。

なお、外貨預金は、外貨のまま引出したり*2、引き続き外貨で預けることもできます。

*1) 取引時の市場の為替レートに連動した為替レートで計算することもあります。
*2) 手数料がかかることが多いようです。

外貨預金の種類①

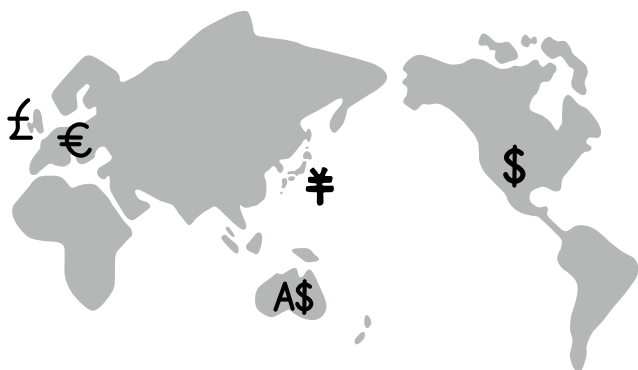
円の預金と同じく 普通預金と定期預金がある

外貨預金には、円建て預金と同じように、普通預金や定期預金などがあります。

外貨普通預金とは、いつでも自由に出し入れができる預金のことです。外貨定期預金とは、預け入れ期間が1か月、3か月などというようにあらかじめ定まっています。満期日までは払戻しができないものです。

銀行のなかには、外貨定期預金の中途解約を認めているところもあります。ただし、中途解約を認めている銀行でも、中途解約をすると普通預金の金利が適用されるなど、なんらかの条件がつきます。また、外貨定期預金には、満期時点で同じ種類の定期預金に自動継続することができるものもあります。

*銀行によっては、定期預金のみを扱っているところもあります。



外貨預金の種類②

米ドル、ユーロなど 世界各国の通貨で預金ができる

外貨預金として預け入れることができる通貨は、銀行によって異なります。もっとも多くの銀行で扱われている米ドルは、海外旅行などでも使われる機会が多く、皆さんにとっても、いちばん身近にある外貨といえるでしょう。このほかにも、銀行によってはユーロ、英ポンド、オーストラリアドルなど、世界の主要通貨で預金することができます。

また、通貨の種類によって金利も異なりますので、円や各国の通貨を比較して、金利の高い通貨を選んで預金をするということも可能です。

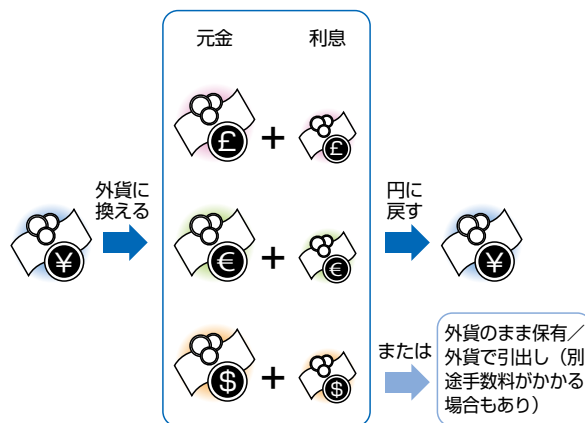
外貨預金の留意点①

預金保険制度の対象外

外貨預金は、預金保険制度(P35参照)の対象ではありません。

したがって、万一預けている銀行が破綻した場合には、その銀行の財産の状況に応じて預金残高が支払われることとなります。このため、預金の一部がカット(減額)されることもあります。

■ 外貨預金の仕組み



外貨普通預金 / 外貨定期預金
※預金保険制度の対象外
・米ドル
・ユーロ
・英ポンド
・豪ドル
その他の通貨

※期間は、1か月、3か月、6か月、1年など通貨や銀行により様々
※外貨ベースでの元本・利息は保証

外貨預金の留意点②

外貨と交換するには 為替手数料がかかる仕組み

外貨預金は、金利もつきますが、円と外貨とを交換する際の為替レートの影響を大きく受けます。為替レートは、ニュースでもよく報道されます。しかし、ニュースで「1ドル=110円」などというのは、銀行間で取引されるインターバンク・レートを指しています。また、その他、銀行が顧客と取引を行う為替レートがあり、午前10時頃にインターバンク・レートをもとに仲値(対顧客取引の基準となるレート)を決めています。

実際に私達が外貨を購入するときは、ニュースでいう為替レートではありません。まず、私達が円を外貨に換えるときは、銀行が顧客に外貨を売る(円を外貨にする)際の為替レートが用いられ、それはTTS(電信売相場)と呼ばれています。

一方、外貨で運用していたものを円に戻す際は、銀行が顧客から外貨を買い取る(外貨を円にする)際の為替レートが用いられ、TTB(電信買相場)と呼ばれています。

仲値と、TTBおよびTTSのレートの差が銀行に払う為替手数料で、これは、銀行によって、また、通貨によっても変わってきます。例えば、米ドルの場合、仲値+1円=TTS、仲値-1円=TTB、往復で2円の手数料がかかる銀行、豪ドルでは、仲値+3円=TTS、仲値-3円=TTB、往復で6円の手数料になる銀行などがあります。

■ 為替相場と手数料の例 ※銀行により、また通貨の種類により異なる

	TTS(電信売相場) 円⇒外貨	仲値	TTB(電信買相場) 外貨⇒円
米ドル	119.81	118.81	117.81
ユーロ	149.99	147.99	145.99
英ポンド	188.60	185.60	182.60
豪ドル	103.49	100.49	97.49
NZドル	96.04	93.04	90.04

※仲値とTTS、仲値とTTBの差が金融機関の為替手数料。円⇒外貨、外貨⇒円と両替することで往復2回の手数料が発生する。為替に変動がない場合でも、手数料を上回る金利が得られない場合は元本割れとなってしまうことに注意。(P20で詳しく)
※適用為替レートは、銀行により規定が異なるので注意。店頭為替レートを適用、リアルタイムレートを適用、一定幅に変動があれば更新するところなどまちまち。

外貨預金の留意点③

円での受取り額は 為替相場の変動の影響を受ける

外貨預金は、外貨ベースでは元本と利息が保証されています。しかし、預け入れたり、引出したりするときには、たいがい円と外貨を交換することになるので、日々刻々と動いている為替相場の影響を受けることになります。

具体的に受取り額への影響を試算してみましょう。

※為替相場は、当該外貨の発行国の政治、経済および社会情勢の影響を強く受けます。政変などにより通貨価値が暴落したり、当該通貨の変換ができなくなることもあります。

■ 外貨預金の受取り額の例 ※利息がつかない場合

円と外貨の交換		TTS	仲値	TTB
外貨購入	ドル購入時	101円	100円	99円
円に戻す	パターン①	111円	110円	109円
	パターン②	91円	90円	89円

★まず、1万ドルを購入する⇒101円(TTS)×10,000ドル=1,010,000円が必要

★パターン①
円に戻す際に、為替相場が100円高になったときは、
10,000ドル×109円(TTB)=1,090,000円となり8万円の**為替差益**が得られる。



★パターン②
一方、円に戻す際、為替相場が100円高になったときには、10,000ドル×89円(TTB)=890,000円となり12万円の**為替差損**となる。



※計算をわかりやすくするため、金利は計算に入れていません。

このように為替相場によって円での受取り額が変動することを「**為替リスク**」といいます。外貨預金は、このような為替変動や為替手数料のほか、金利水準によっても受取り額は変わってきます。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

外貨に対して、日本円の価値が 高くなったり低くなったりするのが「円高・円安」

世界各国の通貨に対して、日本円の価値が高くなったり、低くなったりすることを「円高・円安」といいます。例えば、ある日の為替相場が1ドル=110円だったとします。翌日に1ドル=108円になれば、前日に比べて2円の円高です。110円から108円になったから円安では、と思うかもしれませんが、これはドルを基準に考えればわかります。

1ドルを手に入れるために、前日は110円が必要だったのが、今日は108円で済むのですから、その分、円の価値が高くなった(ドルの価値が安くなった)わけです。これが「円高ドル安」です。逆に1ドル=110円から1ドル=112円になったら、前日に1ドルが110円で買ったのに、今日は112円を支払わなければなりません。円の価値が2円分低くなった(ドルの価値が高くなった)わけです。これが「円安ドル高」です。

外貨預金の留意点④

金利水準と為替手数料の影響

外貨預金には為替手数料がかかるので、金利が低いと為替手数料が受取る金利を上回ってしまうことがあります。

以下の表で、1,000ドルの米ドル預金をする場合に、金利1%と3%の違いをみてみましょう。ここでは仲値が110円で1年後も変わらず、為替手数料が往復で1円ずつ計2円発生すると仮定します。まず、TTSレートから1,000ドルに必要な預け入れ額は111,000円。1年後の金額は、金利1%なら1,010ドル、金利3%なら1,030ドルになりますが、ここで円に戻すとTTBレートにより受取り額はそれぞれ110,090円、112,270円になります。これらを当初の預け入れ額と比較すると、表の金利1%の例のように金利が低い場合は、預け入れ額を下回り、差額がプラスにならないこともあり得ます。金利が低いものほど、受取り時に為替手数料の影響を受けやすいことに注意が必要です。

よって、金利が高いものを選ぶことと同時に、為替手数料がより低いものを選ぶことが、より投資効果を高めることにつながるといえます。

■ 金利水準と為替手数料の影響

1,000ドルを1年もの外貨預金に預けた場合

※税金は考慮しない

	1ドル110円で変わらない場合 (TTS=111円、TTB=109円)			
	預り入れ額 (a)	1年後		差額 (b)-(a)
		ドル建て	円に変換 (b)	
金利1%	111,000円	1,010ドル	110,090円	-910円
金利3%	111,000円	1,030ドル	112,270円	1,270円

TTSレートで換算
TTBレートで換算

金利が低いほど、為替レートの影響大

外貨預金の留意点⑤

預け方によって異なる手数料

TTS、TTBに含まれる為替手数料は、日本円で外貨預金を作るときの手数料です。このほかにも、直接外貨で入金する場合（例えば、日本国内の銀行窓口で直接米ドルを持ち込んで外貨預金をするとき）にも、別の外貨取扱手数料が必要になることが多いです。外貨で引出す場合も同様です。

外貨預金の税金

利息に20.315%の税金がかかるほか 為替差益は総合課税の対象

外貨預金の利息には、一律20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかります。円建て預金と同様に、納税手続きは銀行が行います（源泉分離課税）。為替差益が生じたときには、雑所得*1として、確定申告*2の必要がある総合課税の対象になります。また、為替差損が生じたときには、他で生じた雑所得からその分を差し引くこと（損益通算）ができます。

*1) 給与所得、営業所得、農業所得、利子所得、不動産所得、配当所得などに当てはまらない所得のことです。

*2) 年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありません。

■ 外貨預金にかかる税金

100万円を年利1%で1年間預けると

● 預け入れ時の為替レート …………… 1ドル=100円

1年後のドル建ての受取り額

元本1万ドル + 利子100ドル

● 引出し時に円安になると …………… 1ドル=120円

円建ての受取り額

元本120万円 + 利子12,000円
 為替差益20万円 雑所得
 源泉分離課税 2,437円

● 引出し時に円高になると …………… 1ドル=90円

円建ての受取り額

元本90万円 + 利子9,000円
 源泉分離課税 1,828円

為替差損10万円
 雑所得から控除

※為替手数料は計算に入れていません。

外貨預金の損益分岐点



手取りベースで
預け入れ金額を下回らないポイントを計算

損益分岐点とは、外貨預金を円で引出したときに損も得もないTTB為替レートのことです。年利3%の米ドル預金に、1,000ドルを1年間預けたケースで計算してみましょう。なお、預け入れ時の仲値は「1ドル=110円」で、為替手数料は1円とします。

1,000ドル預けるのに必要な円は、TTSが111円（仲値+1円）になるため、111,000円です。1年後の元利合計金額は、税引き後で1,023.91ドルになります。そこで、元本の111,000円を1,023.91ドルで割ると、108.41という数字が出てきます。この数字が損益分岐点で、TTBが108円41銭まで円高になっても、手取りベースで預け入れ金額を下回らないということです。ただし、このレートは、ドルを円に交換するときのTTBであることに注意してください（仲値だと109円41銭）。また、この場合、利息は帳消しということです。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

金利と為替の関係を
理解しておきましょう

金利と為替は、密接に関係しています。日本の金利水準が低くなると、外国為替市場では「円」が売られる傾向にあります。円建てで資金を置いておくよりも、その他の通貨で運用した方が有利だからです。

一方、日本の金利水準が高くなると「円」で運用した方が有利なので「円」が買われます。ですから、日本が低金利なら円安傾向、日本が高金利なら円高傾向になるのが一般的です。

ただし、あくまでもこれは一つの要因に過ぎません。為替変動には、この他にも様々な要因が予測できないほど複雑に関係してきます。

■ 外貨預金損益分岐点の計算方法

1 外貨建ての預金元本を計算する

$$\frac{\text{円で用意した金額 (①) (円)}}{\text{購入時のTTS (円)}} = \text{外貨建ての預金元本 (②)}$$

2 外貨建ての利息を計算する

$$\frac{\text{②の数字} \times \text{外貨預金の利率 (3%なら0.03)} \times \text{預け入れ日数}}{365^*} = \text{外貨建ての利息額 (③)}$$

*365は1年間を意味しています。日本の銀行の米ドル預金では1年間を365日で計算する場合があります。360日で計算する銀行もあります。

3 利息にかかる税金を計算する

$$\text{③の数字} \times 20.315\% = \text{税金額 (④)}$$

4 満期時の外貨建ての受取り額を計算する

$$\text{②の数字} + \text{③の数字} - \text{④の数字} = \text{満期時の外貨建て受取り額 (⑤)}$$

5 損益分岐点を求める

$$\frac{\text{①の数字 (円)}}{\text{⑤の数字}} = \text{損益分岐点のTTB (小数点第3位以下切り上げ)}$$

※このレートよりも円高になると為替差損が生じる。



外貨預金をはじめる前に ~為替相場の変動と受取り額~

年利2%の米ドル預金に、1,000ドルを1年間預け入れ。

<商品設定> 外貨定期預金(米ドル)

預け入れ期間:1年 利息:年利2% 為替手数料:預け入れ時・引出し時ともに1ドルにつき1円
利払方法:満期時一括支払い

預け入れ時

預け入れ時のTTS

1ドル=111円
(仲値110円+1円)

1,000ドル×111円=111,000円
預け入れ時の必要額⇒111,000円

1年後の元利合計 1,000ドル×0.02×(1-0.20315)*=15.94ドル(税引後)
(1年間、年利2%で運用) 1,000ドル+15.94ドル=1,015.94ドル

※2013年1月1日から2037年12月31日まで復興特別所得税が上乗せされた20.315%の税金が利息にかかります。(1円未満は端数切捨て)

満期時に為替相場が円安に動いた場合

満期時のTTB

1ドル=114円
(仲値115円-1円)

1,015.94ドル×114円
=115,817円
(税引後の円での受取り額)

115,817円-111,000円=4,817円
⇒4,817円の利益

満期時に為替相場が円高に動いた場合

満期時のTTB

1ドル=104円
(仲値105円-1円)

1,015.94ドル×104円
=105,657円
(税引後の円での受取り額)

105,657円-111,000円=-5,343円
⇒5,343円の損失

(※)外貨は、1/100を補助通貨単位とし、円貨額は1円未満の端数を切捨て、外貨額は1通貨単位未満の端数を切上げて試算。



外貨預金で上手に運用するためには「円高で預けて円安で引出す」ことがポイントになります。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

為替先物予約で満期時の為替レートを確定できます

為替先物予約とは、定期預金の満期日の為替レートを満期日前にあらかじめ決めておくことです。例えば、1ドル=110円のときに預け入れた外貨預金について、為替予約相場が1ドル=115円のときに予約を締結しておけば、満期日時時点で1ドル=105円となっても、1ドル=115円で計算されるので、収益が確保されます。ただし、為替先物予約をすると予約の取消しはできないため、満期日の時点で、予想よりも円安に向かって、1ドル=120円になっていたとしても、さらなる為替差益を得ることはできません。

また、為替予約相場が1ドル=105円のとときに、さらなる円高を予想して予約を締結すれば、例えその後急激に円高に向かい1ドル=100円になっても、損失を予約締結時の範囲内に抑えることができます。

なお、為替先物予約を行うと、手数料がかかることがあります。

※為替手数料は計算に入れていません。

投資信託

少額の資金で、効率よく分散投資ができるのね！



かんたんレシピ

投資信託の特徴

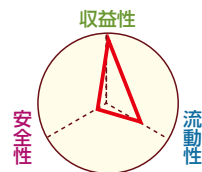
投資信託は、投資家から募ったお金を一つにまとめて、内外の株式や債券などで運用し、得られた収益を分配する金融商品です。したがって運用状況によっては、元本割れすることがあります。

- ☑元本割れの可能性がある。預金保険制度の対象外だが、販売した銀行が万一破綻しても、直接影響を受けない。
- ☑安定した収益をあげることが目標になっている商品から、積極的に値上がり益を追求する商品まで、幅広く揃っている。
- ☑追加型はいつでも換金可能。単位型は償還日まで原則として換金できない。クローズド期間が設けられているものは、その期間中は換金できない。

- 投資家から集めた資金を、投資のプロが株式や債券で運用し、収益を分配する。
- 投資対象によって、大きくは株式投資信託と公社債投資信託に分かれる。
- 収益分配金を決算期ごとに受取るタイプと、収益分配金が再投資されるタイプがある。
- 換金方法は解約請求と買取請求がある。

FPからのひとこと

自分で運用する時間やコストがなくても、自身のリスク許容度に合わせて1万円程度から分散投資できます。申込手数料や信託報酬はよくチェックして。



ご利用可能な方	個人・法人	収益率	確定しない	申込期間	商品による
信託期間	商品によって異なる*1	手数料	○*2	元本保証	×
購入単位	1万円以上のことが多い	税金	分配金、解約・償還時の値上がり益に対して20.315%	預金保険制度 ³⁾ の対象	×*4

*1) 追加型（オープン型）は無期限など。単位型（ユニット型）は5年など。*2) 購入時の申込手数料（無料の商品もある）、運用期間中の信託報酬がかかるほか、解約時に信託財産留保額や解約手数料が徴収される商品もあります。外国の証券に投資する商品では為替手数料がかかる場合があります。*3) P35をご参照ください。*4) ただし、信託銀行の財産とは別管理されているため、信託財産の状況に応じて支払われます（P22参照）。

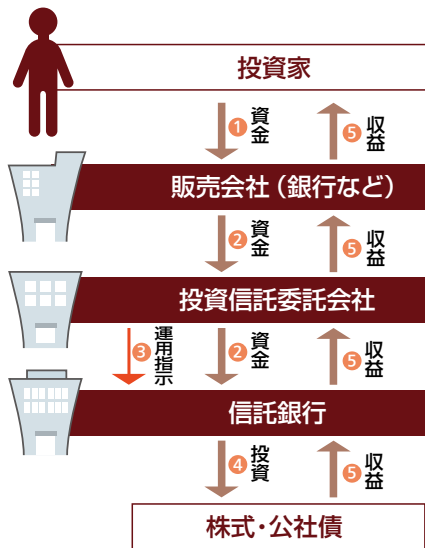
投資信託の仕組み

投資家から集められた資金は まとめて株式などで運用されます

投資信託の運用の仕組みについて、私達（投資家）が、投資信託の購入を決めたところから、その資金の流れを説明します。ここに登場するのは、投資家、販売会社（銀行など）、投資信託委託会社、信託銀行の4者です。

- 1 投資家が銀行などの販売会社の窓口で投資信託を購入して資金を払い込むと、
- 2 その資金は、投資信託委託会社が指定する信託銀行に保管されます。
- 3 保管された資金の運用（公社債や株式の売買）を、投資信託委託会社が信託銀行に指図（指示）します。
- 4 信託銀行は指図にもとづいて資金を投資します。購入した株式や公社債も信託銀行に保管されます。
- 5 株式や公社債による運用成果に応じて、決算時に収益（収益分配金）が投資家である皆さんに分配されます。*

*投資信託には毎月、3か月ごと、1年に1回というように決算期が定められています。決算時に収益が生じていれば、そこから収益分配金が支払われます。なお、収益分配金を受取らずに再投資するタイプもあります。



不思議に思われるかもしれませんが、投資信託委託会社は、投資家の資金の運用を行いますが、資金や株式などの資産を保管することはありません。それらは信託銀行が保管します。ここに投資信託の一つのポイントがあります。つまり、投資信託では、あえて資金の運用者と保管者を分離させることによって、資金の安全性と透明性（どのように投資されているかということ）を高めているのです。そのうえ、信託銀行は、投資信託が集めた投資家の資金や、投資した株式、公社債を、信託銀行自身の財産とは別に管理（分別管理）することが義務づけられています。このため、万が一いずれかの機関に不慮の事態が起こっても、投資信託の運用資金は守られる仕組みになっているのです。

投資信託のメリット

少ない資金でも 専門家が分散投資

多数の投資家から資金を集め、専門家によって、資金が分散して運用される、これが投資信託の3大メリットです。

メリット① 多数の投資家から預った資金を一つにまとめて投資するので、個人では難しい多額の資金を必要とする運用が可能になります。

メリット② 収益を継続的に上げるために、専門的な知識を持つ投資のスペシャリストが、資金の運用を行います。

メリット③ ひとまとめにした資金（ファンド）を、複数の投資対象に分散投資することで、ファンド全体のリスクの抑制を図ります。例えば、ある投資対象での運用成績が悪くても、ほかの投資対象でカバーすることが可能になります。

投資信託の種類

商品の特徴で分類されている

投資信託には、いくつかの分類方法がありますが、その代表的なものをここで紹介しておきましょう。

●株式投資信託と公社債投資信託

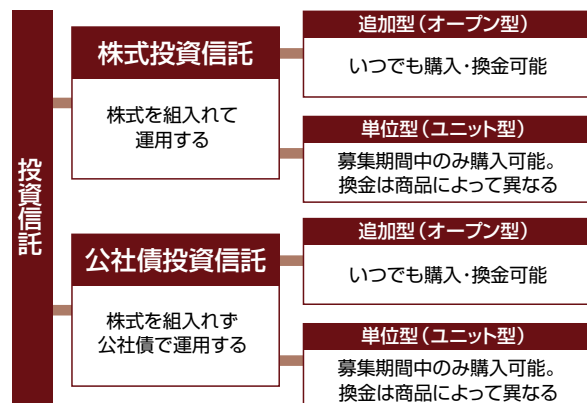
投資対象による分類で、株式と公社債、あるいは株式だけで運用するものを株式投資信託、株式をいっさい組入れず、公社債だけで運用するものを公社債投資信託と呼びます。

●追加型と単位型

購入できる時期による分類で、いつでも購入できるものを追加型（オープン型）、購入期間が限定されているものを単位型（ユニット型）と呼びます。

単位型にはさらに、運用方針が同じ投資信託を毎月定期的に発売する定時定形型と、運用に適した条件がそろったときにタイムリーに発売されるスポット型とがあります。

●投資信託の分類



投資信託の留意点①

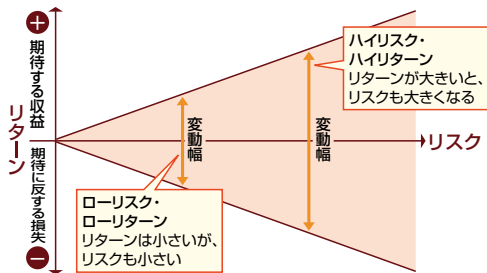
リスクとリターン

投資信託には、確定した収益というものはありません。例えば株式などの値動きの激しい商品をより多く組入れるほど、リターン（収益）の幅（ぶれ）が大きくなるのでリスクも大きくなります。その結果、予想以上の収益を得る可能性がある反面、元本割れを起こす可能性もあるのです。これが、投資信託のリスクとリターンの関係です。

こうしたリスクとリターンの関係をしっかりと理解したうえで、実際に商品を検討することが大切です。例えば、その商品が「値動きの激しい株式に多く投資するのか、利回りの安定した公社債に多く投資するのか」「国内の株式や公社債に投資するのか、海外の株式や公社債に投資するのか」などを確認します。海外の株式や公社債に投資する商品の場合には、円建てであっても、為替相場の変動の影響を受けることがあります。

また、外貨建ての商品の場合には、為替手数料がかかったり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがある、ということにも注意しておく必要があります。

■ リスクとリターンの関係



※この図はイメージです。

投資信託の留意点②

投資信託は預金ではない

投資信託は、預金のように「預ける」ものではなく、あくまでも資金を「投資する」金融商品です。預金のように一定の利息（リターン）が約束されているものではありません。このため、投資信託には元本保証がなく、預金保険制度の対象でもありません*。

つまり、投資信託は、預金よりも高い収益が期待できるかわりに、投資した資産が減少して損失が発生しても、その損失は投資家に帰属する金融商品なのです。

*銀行で購入する投資信託は投資者保護基金の保護対象でもありませんが、分別管理（P22参照）を前提にすれば、銀行が万一が破綻しても、顧客から預った資産は顧客に返還されるようになっています。

投資信託の留意点③

投資信託の手数料

投資信託を購入するときには、申込手数料がかかることが多いですが、無料の場合（「ノーロード」といいます）もあります。

信託期間中にかかる費用としては、信託報酬があります。これは、信託財産の純資産総額をもとにして、あらかじめ決められた料率で算出（日割り）され、信託財産から差し引かれます。

また、換金する際には、信託財産留保額や解約手数料が差し引かれる商品と差し引かれない商品があります。

■ 投資信託にかかる費用

時期	項目	費用
購入時	申込手数料*	申込額の一定割合。購入時のみかかる。
信託期間中	信託報酬*	純資産総額の一定割合。毎日信託財産から差し引かれる。
換金時	信託財産留保額	差し引かれるものと、差し引かれないものがある。
	解約手数料*	徴収されるものと、徴収されないものがある。

*申込手数料と信託報酬、解約手数料には消費税がかかります。

詳しく知ろう!

投信 word

信託財産と純資産総額

投資信託の信託財産とは、投資家から集めた資金を一つにまとめて運用する資金のことです。

この信託財産で購入した株式や債券などを時価で評価した金額に、株式や債券の配当・利子などを加えて算出した金額を資産総額と呼びます。そして、そこから投資信託の運用に必要な費用を差し引いた金額を純資産総額といいます。

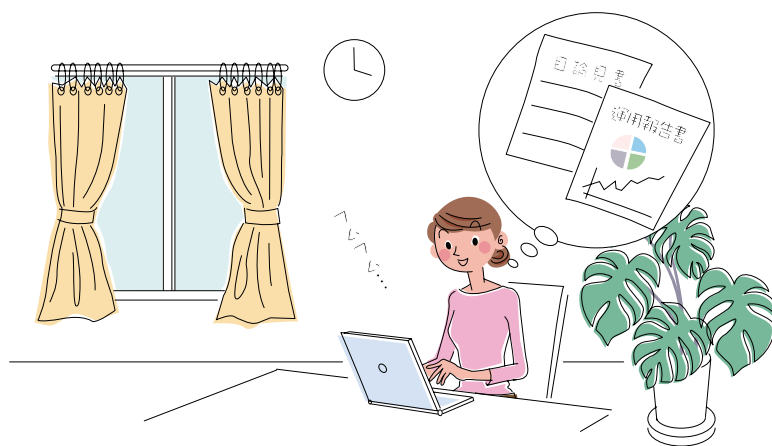
さらに、純資産総額を投資信託の総口数で割ったものが、その日の基準価額（P25参照）になります。

詳しく知ろう!

投信 word

信託財産留保額

信託期間中に投資信託の解約の申し出があった場合、組入れてある株式や債券を売却しなければなりません。そこで、換金すると、引き続き保有する人との公平性を確保するとともに、運用の安定性を高めるために、換金をする人が負担する金額が信託財産留保額です。これはその投資信託の信託財産にそのまま組入れられ、その投資信託を引き続き保有する人のものとなります。



投資信託の留意点④

収益を左右する 換金のタイミング

投資信託を換金するときには、換金にかかる費用のチェックと、換金のタイミングを考える必要があります。まず、いつでも換金の申込ができるかどうか、換金単位はどうなっているかをチェックします。手数料や税金についても調べておきましょう。

換金時の基準価額が購入時の基準価額を上回っているときの差額が収益となり、逆に下回っているとき、その差額が損失となります。投資金額を回収できるように、基準価額を確認して換金のタイミングを計ることが重要です。

ただ、現在の基準価額が購入時の基準価額を下回っていても、これまで受取った分配金の金額を加えた場合の総合的な収益はプラスになることもあります。分配金や手数料も加味した総合的な収益（トータルリターン）は、販売会社（銀行など）からの通知などで知ることができますので確認しておくといえます。

また本人の死亡など限られたケースを除いて、解約することができないクローズド期間が設定されている商品もありますので、クローズド期間の有無と期間については、あらかじめ十分にチェックしておきましょう。

詳しく
知ろう!

投信 word

信託期間とクローズド期間

投資信託によっては、募集する際にあらかじめ運用期間を定めている場合があります。この定められた運用期間を信託期間といい、信託期間を終了した時点で、運用成果のすべてを投資家に返還することを償還といいます。償還時点で生じている利益は償還益、損失は償還損と呼ばれます。

また、投資信託によっては、運用効率を下げないために解約できない期間を定めている場合があります。これをクローズド期間といい、全信託期間をクローズド期間にしている投資信託と、募集締切から一定期間をクローズド期間にしている投資信託があります。

投資信託の換金方法

解約請求と買取請求

換金方法には、解約請求と買取請求という2つの方法があります。解約請求は、その投資信託を購入した販売会社（銀行など）を通じて、信託財産の一部または全部の解約を請求する方法です。一方、買取請求は、信託財産を、その投資信託を購入した販売会社（銀行など）に買い取ってもらう方法です。

なお、クローズド期間が設定されている投資信託は、期間中は原則として換金できません。例外的に換金が可能であっても、換金方法は原則買取請求のみとなっています。



FPのワンポイント アドバイス

「顔の見える」投資信託を選び、 毎月一定額ずつ購入するのが長続きのコツ

投資信託は、長期投資に向けた商品です。運用方針がわかりやすく、組入れ銘柄もできるだけ開示してある、「顔の見える」投資信託が、一番安心してつき合えると思います。また、申込手数料や信託報酬は収益に影響を与えますので、購入時には要チェックです。

専門家に運用を任せるとはいえ、運用中なぜ増えているのか、なぜ減っているのかを、運用報告書などでチェックすることも重要です。その理由がわかると、仮に減っていても納得できるからです。毎月一定額ずつ買い続けることも長続きするコツ。価格下落時は多く購入し、価格上昇時は少なく買うことで、購入単価を引き下げられます。（P39参照）

投資信託にかかる税金

投資信託の税金と特定口座

公社債投資信託の収益分配金、解約・償還益および譲渡益については、定期預金などと同じように、一律20.315%の源泉分離課税となっています(確定申告は不要)。

株式投資信託の収益も、2014年1月より解約益・償還益・譲渡益にかかわらず、譲渡所得として20.315%が課税されています。一般の口座では、原則として申告分離課税で確定申告が必要ですが、「特定口座」を利用すると、金融機関が譲渡損益などを計算し、「年間取引報告書」を作成するので、確定申告を簡便に行うことができます。さらに「特定口座」は、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のいずれかを選択でき、「源泉徴収あり」を選択した場合は、原則確定申告が不要となります(取扱については、以下コラムも参照ください)。

なお、税金については、改正されることがありますので、必ず事前に確認しておきましょう。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

特定口座と譲渡損益の損益通算などの扱い

損益通算とは、複数の金融商品を保有しているとき、一つが黒字で他が赤字の場合、黒字と赤字の差引計算を行うというものです。

確定申告により申告分離課税を選択した場合、株式投資信託・上場株式などの譲渡損失などと分配金などの配当などを損益通算することができます。また、確定申告しなくても「特定口座(源泉徴収あり)」で、「配当など受入あり」の手続きをしていれば、特定口座内の株式投資信託・上場株式などの譲渡損と分配金などの損益通算が可能です。分配金受取り時に源泉徴収された税額のうち、年末の損益通算の結果、還付される税金がある場合には翌年初に還付されます。

また、損益通算をしてもなお控除しきれなかった公募株式投資信託の譲渡損や解約・償還損は、確定申告することにより、その年の翌年以後3年間にわたり損失を繰り越すことができます。

なお、「配当など受入あり」を選択した特定口座でも、他の金融機関などの取引と損益通算を行う場合や損失を繰り越す場合などは確定申告が必要となります。

「配当など受入なし」または「源泉徴収なし」を選択した場合で、収益分配金と解約・償還・買取による損失との損益通算を行う場合や他の金融機関などの取引と損益通算を行う場合、損失を繰り越す場合などは確定申告が必要となります。

■ 特定口座や一般口座の損益通算など手続きの違い

口座の種類と税金	特定口座			一般口座 (自分で損益など計算)
	源泉徴収あり (配当など受入あり)	源泉徴収なし (配当など受入なし)	源泉徴収なし	
譲渡益からの源泉徴収	○	○	×	×
収益分配金からの源泉徴収	○	○	○	○
譲渡損益の通算	○	○	×	×
譲渡損失と収益分配金の損益通算	特定口座内で ○ (確定申告不要)	×	×	×

×は、適用されるには、確定申告をすることが必要

投資信託の情報入手

投資信託説明書(交付目論見書)と運用報告書で確認

投資信託に関する情報については、パンフレットや様々な広告などで知ることができます。ほとんどのパンフレットや広告には、その投資信託の名前(固有名詞)や主な内容が端的に示されていますが、投資信託の特徴などを正しく把握するために、以下の情報を必ず確認するようにしましょう。

●投資信託説明書(交付目論見書)

投資家に必ず事前に配布され、投資信託についての重要事項が説明されているのが、投資信託説明書(交付目論見書)です。以下の記載項目や記載順序はすべての商品で統一されているので、ファンドの内容をわかりやすくチェックし、比較することが可能です。

1. **ファンドの目的・特色** 何を目的として、どこに、何に投資しているか。ファンドの仕組はどうなっているかなど
2. **投資のリスク** 価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど、商品ごとにどのようなリスクがあるか
3. **運用実績** 基準価額や純資産総額の推移、分配金の推移、年間収益率の推移など、投資信託の過去の運用実績について(新設のファンドには実績はありません)
4. **手続・手数料など** ファンドの購入単位、購入時の手数料や運用中の運用管理費用(信託報酬)、ファンドにかかる税金など、ファンドにかかる諸費用などについて

●運用報告書

投資信託がどのように運用され、どのような実績を出しているかを知ることができるのが運用報告書です。運用報告書は、原則として投資信託の決算を迎えるごとに作成され、投資信託を保有している受益者に交付されます。その主な内容は以下があげられます。

1. **運用実績** 設定来の運用実績について表で記載
2. **期中の運用経過** ・市況概況(当期の投資環境について、グラフや図表とともに説明) ・運用経過と基準価額(期初・期中・期末の基準価額の状況、ファンドの運用方針や、前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との比較検証) ・分配金(当期の収益分配金について、分配金決定の根拠と、留保益の今後の運用方針が明示)
3. **今後の運用方針** 目論見書に記載された運用方針を前提として、今後の運用方針が具体的に明示

参考：一般社団法人投資信託協会

詳しく知ろう!

投信 word

基準価額と騰落率

投資信託では、毎日収益を計算しています。そのときに算出される1口あたりの時価を基準価額といいます。基準価額が決まるのは、その日の証券取引所の終値が提示された以降ですから、申込時点でわかるのは、前日の基準価額となります。申込日に基準価額が大きく変動していれば、購入に必要な資金額も大きく変動することになります。

騰落率は、一定期間内の基準価額の変動をパーセンテージで表したもので、この数字がプラスで大きければ、その期間内の収益率がよかったということになります。



投資信託をはじめる前に ~基準価額の変動と受取り額~

1口1万円の投資信託を100口購入。購入金額は102万円(手数料を含む)。

<商品設定> 追加型株式投資信託/信託期間無期限/分配金受取り型

申込手数料: 2%(税込) 信託報酬: 0.8%(税込)^{*1} 信託財産留保額: 0.3% 解約手数料: なし

購入時	
基準価額	買付口数……………100口
10,000円/1口	買付金額……………100口×10,000円=1,000,000円 ^{*2}
	申込手数料……………100口×10,000円×2%=20,000円
投資額(手数料を含む) ……1,000,000円+20,000円=1,020,000円	

決算時に分配金の支払いがあった場合	
基準価額	分配金 ^{*3} ……………1,000円/1口
11,000円/1口	分配落ち後の基準価額 ^{*4} ……………10,000円/1口
	分配金額……………1,000円×100口=100,000円
	税金……………100,000円×20.315% ^{*5} =20,315円
手取額……………100,000円-20,315円=79,685円	⇒79,685円の収益

① 分配金受取り後に基準価額が上昇したときに全口を換金した場合 ^{*6}	
基準価額	信託財産留保額……………12,000円×0.3%=36円
12,000円/1口	解約価額……………(12,000円-36円)×100口=1,196,400円
	税金……………(1,196,400円-1,020,000円)×20.315% ^{*6} =35,835円
手取額……………1,196,400円-35,835円=1,160,565円	手取額-投資額⇒約14万円の収益

② 分配金受取り後に基準価額が下落したときに全口を換金した場合 ^{*6}	
基準価額	信託財産留保額……………8,000円×0.3%=24円
8,000円/1口	解約価額……………(8,000円-24円)×100口=797,600円
	税金……………0円 ^{*7}
手取額……………797,600円	手取額-投資額⇒約22万円の損失

- *1 信託報酬は運用期間中、毎日、純資産総額に乘じた額が、全体の信託財産から控除されます。そのため基準価額の低下要因にはなりますが、投資家が直接支払うものではありません。
- *2 この例では、1口当たり10,000円が投資家の取得価額(個別元本)になります。
- *3 分配金は、決算期に当期の収益にあたる部分の全部または一部を、信託財産の中から投資家に分配するものです。この例ではわかりやすくするため、分配金を1,000円としています。実際には市況動向などを勘案して決算期に決定されます。
- *4 決算日に分配金を差し引かれた後の基準価額が「分配落ち後の基準価額」になります。分配落ち後の基準価額が個別元本と同額が上回っている場合は、分配金は「普通分配金」となり、全額が課税対象となります。一方、分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る場合は、その差額は「特別分配金」として非課税となります。この例では、分配落ち後の基準価額と個別元本が同額のため、分配金全額が普通分配金として課税対象になっています。
- *5 2013年1月1日から2037年12月31日まで復興特別所得税が上乗せされた20.315%の税金がかかります(P41参照)。
- *6 解約請求によっても買取請求によっても(P24参照)、手取額に違いはありません。
- *7 解約価額(797,600円)が取得価額(102万円)を下回っているため、課税されません。



FPのワンポイントアドバイス

毎月分配型の投資信託は、目的に応じて活用を

毎月分配型の投資信託は、1か月ごとに決算を行い、収益などの一部を分配金として毎月受取るファンドです。投資信託を売却せずに、運用を続けながら、その運用成果を毎月こまめに受取ることができるのがメリットといわれています。

一方、毎月分配型のように分配金が多い投資信託は、収益を再投資し続ける投資信託と比べて、複利の効果が得にくく投資効率が悪くなります。

また、分配金が多い場合、結果として元本を取り崩して分配に充てることになってしまう場合もありますので注意が必要です(このような場合の分配金を「特別分配金」といいます)。

毎月分配型の投資信託が向いているのは、毎月のお小遣いの一部に充当したり、年金のプラスαなどを目的としている人で、長期間の投資効果を高めたい人は慎重に検討したほうがよいでしょう。

投資信託を換金するときは、換金できる時期や換金単位、手数料や税金を、事前に知っておく必要があります。



個人年金保険や様々な保険



かんたんレシピ

個人年金保険の特徴

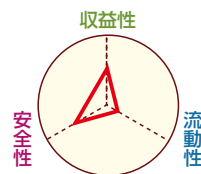
個人年金保険は、将来の年金受取りと、資産形成、死亡保障の機能を合わせ持つ商品として、ライフプランに合わせた様々なニーズに対応しています。個人年金保険には変額個人年金保険と定額個人年金保険があります。

- 変額個人年金保険は、払込原資を割込む可能性がある。定額個人年金保険は、年金原資の最低額が保証されている。ともに生命保険契約者保護機構の保護対象。
- 変額個人年金保険は運用実績によって異なる。定額個人年金保険は契約時に年金原資が確定する。
- 契約後早期に解約する場合は、積立金から解約控除額が差し引かれる。
- 60歳や65歳など、契約時に定めた年齢から年金を受取る。
- 保険料の払込方法には、一時払い型、積立型がある。
- 変額個人年金保険は運用実績によって年金額、解約返戻金変動する。
- 定額個人年金保険は契約時に年金原資が確定する。
- 年金受取り前に被保険者が亡くなった場合は、死亡給付金が受取れる。変額個人年金保険の死亡給付金には最低保証があることが多い。
- 年金の受取り方法としては、終身年金、確定年金、有期年金などがある。
- 積立期間（変額個人年金保険は運用期間）に応じた解約返戻金を受取れる。

■ 変額個人年金保険

FPからのひとこと

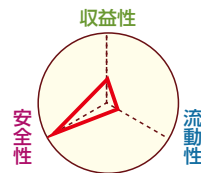
投資信託などで運用することで、将来の年金を自分で作っていく商品。運用期間中は一定の死亡保障があるのがミソですが、保障のためのコストがかかります。



■ 定額個人年金保険

FPからのひとこと

金利が低いうちは、予定利率が固定された商品ではなく、予定利率が途中で見直される（最低保証つき）、利率変動型商品のほうが長期的によいでしょう。



ご利用可能な方	個人	収益率	変額個人年金保険は確定しない*1 定額個人年金保険は契約時に確定する*2	申込期間	随時
積立期間	商品によって異なる	運用益	年金として受取る	元本保証	×
保険料	商品によって異なる	税金	税制優遇あり*3	預金保険制度*4の対象	×*5

*1) 変額個人年金保険の利回りは商品によって異なります。 *2) 契約時の予定利率が最後まで適用されるものと、一定期間毎に利率が見直されるもの（最低保証つき）があります。 *3) 保険料は生命保険料控除の対象。年金として受取る場合は雑所得、一括して受取る場合は一時所得となります。また、変額個人年金保険の運用益は、受取り時点まで課税が繰り延べられます（ファンド間の乗換え時は非課税など）。 *4) P35をご参照ください。 *5) 生命保険契約者保護機構の保護対象で、仮に保険会社が破綻しても契約は引き継がれます。

変額個人年金保険

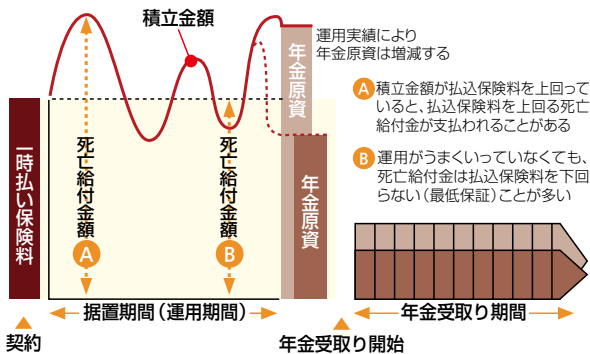
変額個人年金保険の仕組み

運用実績により年金額が増減

変額個人年金保険は、支払われた保険料を主に投資信託で運用しています。このため、運用対象となっている投資信託の運用実績に応じて、将来の年金額や中途解約をしたときの解約返戻金の額が増減します。払込んだ保険料に相当する額を基準に、100%など一定割合の年金原資や年金の支払いを保険会社が保証する、年金原資保証や年金受取り総額保証がつく商品もあります。

運用対象とすることができる投資信託は複数設定されていることが多く、契約者が、その中から運用対象とする投資信託を選びます。一つの投資信託に保険料の全額を投資することも、複数の投資信託に分けることもできます。運用期間中に投資信託の組替え（スイッチング）を行い、積立金の組入れ比率を変更することもできます。

■ 変額個人年金保険の仕組み



※この図は、あくまでも変額個人年金保険の商品イメージ図であり、契約形態・商品によって詳細は異なります。

変額個人年金保険の死亡保障

死亡給付金には最低保証があることが多い

変額個人年金保険は、運用期間中に被保険者が死亡すると、死亡給付金が遺族に支払われます。死亡給付金には最低保証があることが多いため、死亡給付金の額は、払込んだ保険料に相当する額、あるいは運用成果を積立した金額の、いずれか多いほうになることが多いです。

災害死亡時には死亡給付金が増額されるタイプや、死亡給付金の最低保証額が積立金額の残高に応じて引上げられるステップアップ型の商品もあります。

変額個人年金保険の留意点①

保険にかかわる費用

変額個人年金保険は、商品によって購入時に費用が差し引かれるほか、運用期間中は、投資対象とした投資信託の信託報酬や勘定の管理費など、運用にかかわる費用と、保険契約にかかわる費用などが積立金から差し引かれます。費用の額は商品によって異なります。また、年金受取り開始後は、年金管理費がかかります。

変額個人年金保険の留意点②

中途解約

変額個人年金保険は、運用期間中に解約して、解約返戻金を受取ることができます。解約返戻金には最低保証がないことが多く、運用実績に応じて、受取り額は変動します。

また、契約後早期に解約する場合は、積立金から解約控除が差し引かれます。解約控除が差し引かれる期間（解約控除期間）は、10年のことが多いです。契約してからの期間が短いほど、解約控除率は高くなります。

変額個人年金保険にかかる税金

税金は年金を受取ったときにかかる

変額個人年金保険は、年金を受取ったとき、解約返戻金を受取ったとき、死亡給付金が支払われたときに、税金がかかります。

- **年金** 雑所得*1。ただし、一括で受取る場合は雑所得または一時所得*2*3。それぞれ総合課税の対象（確定申告の必要あり）。
- **解約返戻金** 一時所得*3。ただし、確定年金（一時払い型）を5年以内に解約した場合は源泉分離課税（税率20.315%）。
- **死亡給付金** 一時所得*3。ただし、受取り人が契約者以外の場合は、相続税・贈与税*4の課税対象。

変額個人年金保険は、年金、解約返戻金、死亡給付金のいずれかが支払われるときまで、課税が繰り延べられるので、投資信託の分配金や、スイッチングした際に生じた運用益も、全額再投資されることとなります。

なお、払込み保険料は、その年の所得税の生命保険料控除*5の対象となります。

※課税関係は、原則として受取り人が契約者（保険料負担者）の場合です。
*1) 雑所得は、その年に受取る年金額から必要経費を差し引いた（控除した）額が、総合課税の対象になります。
*2) 終身年金を一括で受取る場合は雑所得、確定年金を一括で受取る場合は一時所得になります。
*3) 一時所得は、例えば満期保険金の場合は〔年金原資－正味払込保険料総額－特別控除額50万円〕×1/2が、総合課税の対象になります。特別控除額50万円は、他の一時所得と合算しての金額になります。
*4) 相続税については、他の保険金と合算して「500万円×法定相続人数」の額まで、贈与税については、受贈者1人につき年間110万円まで課税されません。
*5) 税法上、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

定額個人年金保険

定額個人年金保険の仕組み

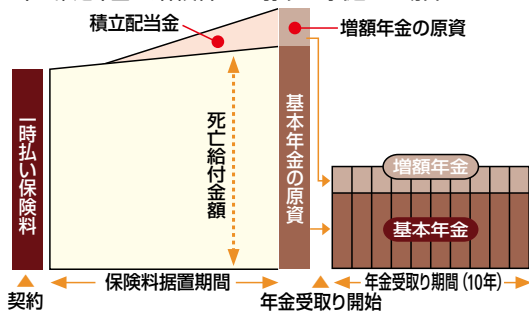
契約時に年金原資・死亡給付金額が確定

定額個人年金保険は、契約時に定められた予定利率*が適用されるため、運用実績にかかわらず、将来受取る年金額または年金原資と、死亡給付金の額が確定している商品です。なお、保険会社による運用が好調で、予定利率を上回る実績をあげた場合には、年金額が増額される(基本年金額に積立配当金が積み増しされる)タイプの商品もあります。

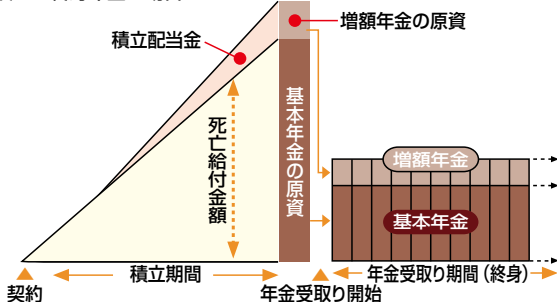
*予定利率とは、契約時に保険会社が契約者に対して約束する、積立金の運用利回りのことです。

■ 定額個人年金保険の仕組み

●10年の確定年金に、保険料を一時払いで払込んだ場合



●積立型終身年金の場合



※この図は、あくまでも定額個人年金保険の商品イメージ図であり、契約形態・商品によって詳細は異なります。

定額個人年金保険の中途解約

短期間で解約すると解約返戻金が払込保険料を下回る場合もある

定額個人年金保険は、契約後に解約して解約返戻金を受取ることができます。しかし、短期間で解約すると、解約返戻金は払込んだ保険料を下回ることがあります。

定額個人年金保険にかかる税金

年金として受取る場合は雑所得

定額個人年金保険は、年金を受取ったとき、解約返戻金を受取ったとき、死亡給付金が支払われたときに、税金がかかります。

●**年金** 雑所得*1。ただし、一括で受取る場合は雑所得または一時所得*2*3。それぞれ総合課税の対象(確定申告の必要あり)。

●**解約返戻金** 一時所得*3。ただし、確定年金(一時払い型)を5年以内に解約した場合は源泉分離課税(税率20.315%)。

●**死亡給付金** 一時所得*3。ただし、受取り人が契約者以外の場合は、相続税・贈与税*4の課税対象。

また、払込んだ保険料は、所定の条件を満たせば個人年金保険料控除に、それ以外は生命保険料控除(一般)の対象となります。

※課税関係は、原則として受取り人が契約者(保険料負担者)の場合です。

*1) 雑所得は、その年に受取る年金額から必要経費を差し引いた(控除した)額が、総合課税の対象になります。*2) 終身年金を一括で受取る場合は雑所得、確定年金を一括で受取る場合は一時所得になります。*3) 一時所得は、例えば満期保険金の場合は「年金原資-正味払込保険料総額-特別控除額50万円」×1/2が、総合課税の対象になります。特別控除額50万円は、他の一時所得と合算しての金額になります。*4) 相続税については、他の保険金と合算して「500万円×法定相続人数」の額まで、贈与税については、受贈者1人につき年間110万円まで課税されません。



払込保険料の合計と年金受取り額の合計を比べて、貯蓄性を判断

低金利時代は、契約時の予定利率で固定される商品は、貯蓄性が薄れてきています。個人年金の貯蓄性は、払込保険料の合計と、年金受取り額の合計を比較すると簡単にわかります。また、最低の予定利率が保証され、一定期間ごとに予定利率が見直される利率変動型個人年金も登場しています。長期間安定的に運用して、将来の金利上昇の恩恵も得たい人に向けているといえます。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

定額個人年金保険のバリエーション 利率変動型個人年金保険や 外貨建てで運用される商品もあります

一定期間ごとに予定利率が市場金利に応じて見直される、利率変動型個人年金保険もあります。予定金利が引上げられれば、受取る年金額や死亡給付金額が増えます。このタイプの商品では、予定利率に最低保証があるのが一般的です。

また、米ドルなどの外貨建てで運用を行う外貨建ての商品もあります。年金額または年金原資と死亡給付金額は外貨建てで確定しているため、円貨での受取りにあたっては、為替変動によるリスクがあります。

目的別に選べるいろいろな保険

個人年金保険以外にも、銀行で生命保険商品や損害保険商品を申し込めます。
ライフプランに合わせて選べるように品揃えも豊富になってきています。

生命保険商品

ライフプランに合わせて 品揃えが豊富に

老後の年金準備目的以外にも、銀行の取扱が増えている生命保険商品として、相続対策から自分や家族の医療・介護保障、そして子どもの進学資金準備などに使える商品があげられます。

●銀行が取扱っている生命保険商品

生命保険の種類	目的	主な内容
終身保険	相続や死後の整理資金の準備	死亡保障が一生涯続く保険で、死亡時に保険金が受取れ、死亡保障には一定の非課税枠が適用されます。
医療保険	病気やけがによる医療費負担への備え	医療機関で入院や手術をした際に、あらかじめ設定した入院給付金や手術給付金を受取れる保険です。
がん保険	がんによる負担増への備え	がんと診断された際の診断給付金から、がんで入院や手術をした際の給付金などが受取れる保険です。
介護保険	介護による費用負担増への備え	所定の要介護状態になった際に介護一時金や介護年金が受取れる保険です。
学資保険	子どもの教育資金準備	子どもの進学時期に合わせて満期金やお祝い金を受取れる保険で、親に万一の際には保険料払込みが免除になる商品もあります。

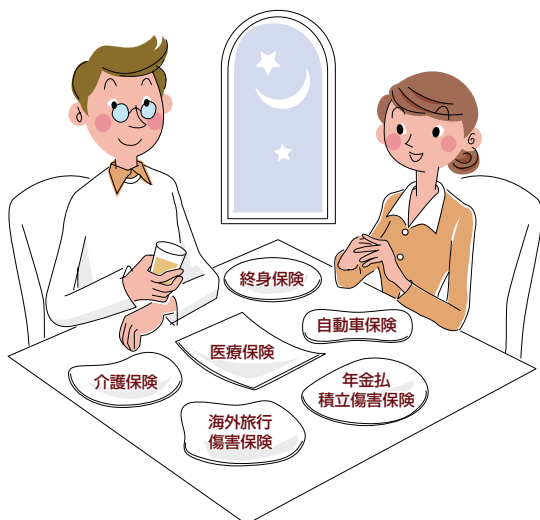
損害保険商品

各銀行の方針によって、 取扱商品は様々

損害保険は非常に種類も多いので、銀行が取扱っている商品は、各銀行の方針によって様々です。従来より、火災保険、海外旅行傷害保険などが多く、最近は自動車保険なども扱う銀行が増えてきています。

●銀行が取扱っている損害保険商品

損害保険の種類	目的	特徴
自動車保険	自動車事故に備える	自賠責保険では足りない補償をカバーするための保険で、人に対する損害や車や物に対する損害を補償する保険です。
火災保険	住まいの損害に備える	住宅ローンを借りた方向けに、建物および家財を対象に火災や風水害などの損害に備える保険です。
海外旅行傷害保険	海外旅行中の病気やけがや賠償事故に備える	海外旅行目的に自宅を出て帰宅するまでの、事故に対して、死亡・障害・治療費・賠償責任などの補償がある保険です。
年金払積立傷害保険	事故によるけがや死亡・後遺障害に対する備えと年金準備	けがや死亡・後遺障害への備えと同時に、積立をしていくことで、満期時には、満期返戻金を年金として受取れる保険です。



ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

銀行は保険の代理店として、 保険会社と契約をする

銀行は複数の保険会社の代理店として、その保険会社が提供する保険商品を取扱っています。よって、保険加入の手続きは、銀行で行いますが、その契約は保険会社と結んでいることとなります。

保険商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象にはなりません。しかし、生命保険については生命保険契約者保護機構、損害保険については損害保険契約者保護機構の保護の対象となります。

*保険の種類によって、保護の範囲は異なります。

債券

債券は、国、地方公共団体、金融機関や事業会社などが、資金を調達するために発行する借用証書のようなもので、銀行では、国債、地方債など様々な取扱商品があります。

国債・個人向け国債とは

国が発行する借用証書が国債

国債には利付国債と割引国債があり、利付国債は、半年ごとに利子が支払われ、満期時に元金が償還される固定金利の国債です。通常、利付国債は5万円からの購入ですが、個人でも利用しやすいよう、少額の1万円から購入でき、一定期間経過後の中途換金も可能にした「個人向け国債」があります。その種類は、3年（固定金利型）、5年（固定金利型）、10年（変動金利型）があり、「変動10年」の利率は、半年ごとに見直されるタイプです。

一方、割引国債は、利子の支払いがなく、償還期限までの利子相当分をあらかじめ額面金額から差し引いた価格で発行され、満期時に額面金額で償還される国債です。

中途換金の注意点

中途換金は国債は時価で、個人向け国債は手数料がかかる

国債の中途換金は債券市場で時価で取引され、価格変動リスクがあります。一方、個人向け国債は、「変動金利型」も「固定金利型」も、発行から1年経過すれば国が元本価額で買い取ることで中途換金

ちょっと一口 つまみ食い COLUMN

銀行によっては外国債券（利回りは高いが、為替相場や金利水準などの変化・発行者の信用度などリスクもある）も取扱っています

金融商品の仲介業務として、既発外国債券を取扱う銀行もあります。米ドル建て、豪ドル建てなど様々な債券がありますが、募集期間が限定され、円と外貨の交換のタイミングによって、為替相場の影響を受けます。

また、海外の比較的高い金利を享受できるメリットもありますが、世界の金利水準などの変化による価格変動、為替相場の変動、発行者の信用度などによって、元本を割るリスクもあります。

できます。ただし、原則として直前2回分の利子（税引前）相当額を0.79685倍した金額を負担することになるため、購入時の価格を下回ることもあります。

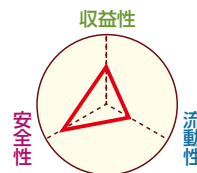
かんたんレシピ

債券（国債・個人向け国債）の特徴

- 安** 償還まで保有すれば、発行者が元利金の支払いを保証。
- 取** 利回りが確定している固定金利と途中で見直される変動金利がある。
- 添** 中途換金は、国債は価格変動リスク、個人向け国債は手数料が発生する。
- 預金ではないので、銀行が元本を保証するものではない。
- 変動金利型は、半年ごとに金利が見直され、償還時の受取り額が変わる。
- 個人向け国債では中途換金時に手数料がかかるなどで、購入時の価格を下回ることがある。

FPからのひとこと

償還まで持つなら、利息分も含めて安定的に運用できるので、目的に合わせた運用期間を選べる人に向いています。中途換金は国債は時価で個人向け国債は手数料がかかるのでできるだけ避けて。



ご利用可能な方	(個人・法人 個人向け国債は個人のみ)	適用される金利	固定と変動がある	申込期間	募集期間あり
預け入れ期間	商品によって1年、2年、3年、5年、10年、それ以上など様々	利息	利付債券は半年ごとの利払い日 割引債券は購入時 ^{*1}	元本保証	発行者が元本保証
預け入れ金額	個人向け国債は1万円から、 他は債券によって異なる	税金	利付債券は利息に対して20.315% (個人) 割引債券の償還差益 ^{*2} に対して18.378%	預金保険制度の対象	×

*1) 購入時に割引料を差し引いた額を払込み、償還日に額面金額を受取ります。 *2) 購入時の払込金額と償還時に受取る額面金額との差額のことでです。

信託商品

信託商品は、お客さまから委託された資金を信託銀行がまとめて運用し、得られた収益を元本に応じて分配する商品です。

信託とは



銀行に財産の運用を委託する

財産の運用や管理を契約によって他の人に委託することを「信託」といいます。信託銀行などの信託業務を営む銀行では、金銭、不動産、株式などを対象にした信託商品を取扱っています。また、遺言執行や不動産の売買などの信託と関連ある業務も行っています。

●ヒット

1か月据置型の金銭信託は「ヒット」といわれ、1か月たてば解約が自由にできる商品。予定配当率は提示されるが、毎月金利が見直されます。元本補てん契約がなく、預金保険制度の対象外です。

●実績配当型金銭信託

実績配当型のため、予定配当率は提示されません。収益金の受取り方法も、計算期間ごとのほか、信託期間終了時の一括受取り型もあります。元本補てん契約がなく、預金保険制度の対象外です。

参考：一般社団法人信託協会より

金銭信託の仕組み



委託された金銭をまとめて運用し 収益金を分配する

多数のお客さまから委託された資金を信託銀行がまとめて管理・運用し、生じた収益を分配する金融商品です。運用益によって、配当率が変動します。元本補てん契約により元本が保証される商品と、元本補てん契約がなく元本が保証されない商品があり、予定配当率が示される商品もありますが、あくまで目安であり、利率が保証されているわけではありません。

商品の内容や取扱は銀行によって異なりますが、大きく3つの種類があります。

●合同運用指定金銭信託（一般口）

元本補てん契約があり、預金保険制度の対象になる商品。原則として途中解約はできませんが、手数料を払えば解約可能です。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

相続財産を円満に分けていくために 生前から準備できる遺言信託が 注目されています

相続税の改正などをきっかけに、納得のいく遺産分割の実現のために、遺言を準備する人も増えてきています。中には、法定相続分にとらわれず、お世話になった人に自分の意思で配分したい、経営者が後継者に基盤となる財産を引き継がせたいなど、想いは様々でしょう。

銀行で取扱われる遺言信託は、そうした声に応えようと、財産の管理にとどまらず、遺言書の作成支援から遺言書の保管、遺言内容や推定相続人の異動などの確認といったサポート契約と、契約者が死亡後に遺言の執行者として遺言内容を実現する契約まで含めたサービス内容になっているようです。

かんたんレシピ

金銭信託の特徴

■元本補てん契約がある商品は預金保険制度の対象。

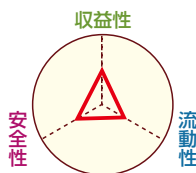
■金利情勢によって予定配当率が変動する。

■据置期間中は原則として解約できない。

- 金銭信託の「ヒット」は、預け入れ期間1か月以上の1か月据置型。
- 銀行や商品によって、最低預け入れ金額、預け入れ期間、予想配当率などは様々。

FPからのひとこと

変動金利商品なので、金利上昇局面ではメリットが出せます。銀行によって、1か月たてば解約できるヒットから、期間中の解約ができない分、予想配当率が高めの金銭信託など様々です。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	変動金利	申込期間	随時
預け入れ期間（信託期間）	銀行・商品により異なる*1	利息（収益金）	年2回受取りなど	元本保証	△*2
預け入れ金額（信託金額）	銀行・商品により異なる	税金	収益金に対して20.315%	預金保険制度 ¹² の対象	△*4

*1) 銀行・商品によって異なります。ヒットは1か月以上。*2) ヒットなどは元本補てん契約がなく、元本は保証されていません。*3) P35をご参照ください。*4) 元本補てん契約のある金銭信託だけが、預金保険制度の保護対象です。元本補てん契約がない金銭信託（ヒットなど）は預金保険制度の保護対象外ですが、信託銀行の財産とは別管理されているため、信託財産の状況に応じて支払われます（P22参照）